

○特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について（例規通達）

（令和5年6月30日鳥交企例規第5号）

各所属長

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程（令和5年鳥取県公安委員会規程第5号）の制定に伴い、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「講習」という。）の運用に係る細部事項を下記のとおり定め、令和5年7月3日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 事前準備

(1) 講習計画の作成

講習を実施するに当たっては、次の事項に留意し、あらかじめ講習計画を作成すること。

ア 講習項目については、別表「特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム」を基本としつつ、受講者に応じ、学ぶべき知識の順序、難易等を勘案し、受講者が理解しやすい順序とするよう考慮すること。

イ 講習項目ごとに所要時間、講習指導員、講習補助者の員数、使用する教材、実施場所等を検討すること。

(2) 講習環境の整備

効果的な講習を実施するため、講習場所の整理整頓に努めるとともに、事前に、使用する視聴覚教材に対応した視聴覚機器が整備されていることを確認すること。

(3) 講習指導員に対する教養等

講習指導員に対する教養等を随時実施して、知識、教育能力等の向上に努めること。

(4) 講習用教材の準備

ア 教本

特定小型原動機付自転車の交通ルールや具体的な交通事故事例のほか、交通事故被害者等の手記等の内容を盛り込んだ教本を使用すること。

イ 視聴覚教材

違反行為による危険性や他者への影響等を受講者に認識させるため、スタントマンによる特定小型原動機付自転車事故再現映像やドライブレコーダーの映像等を記録した視聴覚教材を使用すること。

ウ 受講者の学習用教材

受講者自らに交通ルールの理解度を確認させるとともに、具体的な交通事故事例に基づいて、違反行為の危険性を認識させる内容であり、受講者同士の討議や講習指導員との対話に資する教材を使用すること。

エ 講習指導員用教材

教育内容、指導の狙いや留意点等を盛り込んだ講習指導員用教材を準備すること。

2 講習の実施要領

(1) 実施主体

原則として、本県警察が特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）別記様式第 22 の 11 の 3）を交付した場合に実施すること。

(2) 講習対象者

講習の受講を命ぜられた者を対象とし、講習の実施に当たっては、出頭してきた者が被命令者であることを、マイナンバーカード、運転免許証、学生証等により確認すること。

(3) 実施場所

講習は、警察本部又は警察署において実施する。

(4) 講習の申請及び手数料の納付

講習を受けようとする者には、特定小型原動機付自転車運転者講習受講届（様式第 1 号）を提出させること。

なお、講習手数料の納付については、鳥取県警察手数料条例（平成 12 年鳥取県条例第 38 号）で定める額を納付させること。

(5) 講習指導員

講習指導員は、交通部交通企画課の警部補以上の階級にある警察官とし、必要に応じて講習補助者を確保すること。

(6) 講習の実施

ア 編成

1 回の講習は、原則として、講習指導員 1 人に対して受講者 3 人程度の編成とし、参加型手法を取り入れたきめ細かな講習となるように配慮すること。

イ 講習内容

別表「特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム」を基本としたカリキュラムを作成することとし、受講者の特性及び県内の交通実態を踏まえ、実効の上がる内容とするよう努めること。

ウ 配慮すべき事項

講習の実施に当たっては、受講者の運転行動や特性に応じ個々具体的な指摘を行い、自らの運転行動に関する「気付き」を促すことに重点を置き、次の事項に配慮すること。

- (ア) 受講者に講習を受講する意味と学ぶべき事項を理解させること。
- (イ) 小テスト（理解度チェック）の結果を活用して、受講者の交通ルールの遵守状況を認識させること。
- (ウ) 体験談の紹介や損害賠償責任の説明を通じ、特定小型原動機付自転車事故の重大性を理解させること。
- (エ) 視聴覚教材等を活用して交通事故の疑似体験をさせること等により、事故の危険性を理解させること。
- (オ) 基本的な交通ルール遵守の必要性に加え、受講者の特性に応じ、二度と事故等を起こさないための正しい交通行動を理解させること。
- (カ) 自身の危険な運転の要因、その影響等について、学習シートによるワーキングや討議等を通じて理解させること。
- (キ) 講習の最後に実施する交通ルール等の理解度に関する小テストにより、講習の成果を確認させること。
- (ク) 受講の意義を受講者自らに総括させて発表させること。

(7) 講習終了証書の交付

受講者が講習終了後に証明の交付を求めた場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（様式第2号。以下「講習終了証書」という。）を作成して交付し、副本を保管すること。

なお、講習終了証書については、電子メール及びオンライン（(8)において「電子メール等」という。）による電子データでの交付も可能とするが、電子データで交付した場合は、当該電子データ又は印字した講習終了証書を保管すること。

(8) 講習終了証書の再交付

講習終了証書の亡失、滅失又は棄損により、受講者が再交付を求めた場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第3号。(8)において「再交付申請書」という。）により申請させた上で、保管している副本の写し又は電子データを交付すること。

なお、再交付の申請は、電子メール等による申請の受付も可能とするが、その場合は、受け付けた再交付申請書の電子データ又は印字した再交付申請書を保管すること。また、電子メール等による電子データでの交付も可能とし、その取扱いについては、(7)の要領により行うこと。

3 講習実施上の留意事項

- (1) 受講者が、この種講習の受講に一般に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了までの間、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。
- (2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講ずるよう配慮すること。
- (3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。特に同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報が他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。

別表

特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム
[別紙参照]

様式第1号

特定小型原動機付自転車運転者講習受講届
[別紙参照]

様式第2号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書
[別紙参照]

様式第3号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書
[別紙参照]